

## 港湾労働専門委員会報告書の進捗状況等について

# 港湾労働専門委員会報告書の進捗状況等

港湾労働専門委員会報告書における進捗状況等を確認すべき事項は、以下の2つであり、これ以外の事項は、港湾雇用安定等計画において進捗状況の確認を行うこととする。

報告書の該当事項	進捗状況等
<p><b>2. 適用港湾・適用職種への対応について</b> (略)</p> <p>適用港湾・適用職種の範囲については、港湾労使の合意がなされたという状況も踏まえ、<u>港湾労使による検討が引き続き行われていることにも留意しつつ、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向等を見極めながら、行政も含めて議論を重ねる必要がある。</u></p> <p>労働者代表委員からは、新たな港湾計画に、港湾労働法の適用範囲等の見直しについて記載すべきとの意見があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和3年3月の港湾労働専門委員会において、労働者代表委員から提案のあった「労使で今後議論するための行政による調査」については、令和4年3月の港湾労働専門委員会において、「港湾労働法適用問題労使検討委員会」で行政を含めた港湾労使による検討の場を設けることとした。</li><li>○ 2022年春闘が長期にわたり妥結しなかったこともあり、令和4年度は港湾労働法適用問題労使検討委員会が開催されていない。このため、来年度において、港湾労使に加え行政をオブザーバーとして議論を重ねていきたい。</li></ul>
<p><b>4. 雇用秩序の維持について</b> (略)</p> <p>港湾労働法施行令に基づく港湾倉庫の適用については、より適正に制度を運用していくという観点から、<u>適用に係る調査、貨物量の算定基準のあり方等について、各港湾の実情を踏まえつつ、引き続き検討を行う必要がある。</u></p>	<p>【貨物量の算定基準のあり方】 (令和3年3月の港湾労働専門委員会で問題提起)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 港湾倉庫の貨物量の算定基準(総入出庫量に占める海からの入庫量と海への出庫量の合計の割合が10%以上)について、令和3年度から統一した(対応済)。</li></ul> <p>【港湾倉庫の適用に係る調査】 (令和4年3月の港湾労働専門委員会で報告)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各労働局が作成している倉庫荷役取扱量の調査票について、調査表の様式が統一されていなかったが、様式が異なる経緯などを調査した結果、現行調査様式によっても、適正な調査を行うことに支障がないと判断されたことから、調査票の統一は行わないこととした(対応済)。</li></ul>